

建設経済の最新情報ファイル

**RICE** monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

## 研究所だより

No. 293

2013 7

### CONTENTS

視点・論点 地域建設業による共同受注 (奥会津モデルを参考に)	.....	1
I. 入札契約制度改革の現状と課題 (その1 一般競争入札の導入)	.....	2
II. 東日本大震災からの復旧・復興等に係る政府建設投資が及ぼす 経済効果等	.....	19
III. 建設関連産業の動向 ー防水工事ー	.....	29



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

## 地域建設業による共同受注（奥会津モデルを参考に）

特別研究員 松本直也

（奥会津モデルについて）

本年6月に開催された土木学会の公共調達シンポジウムで、福島県道路管理課阿部氏による「中山間地域道路等維持補修業務委託モデル事業（奥会津モデル）について」の発表があった。発表の要旨は以下のとおりである。

- 福島県宮下地区は奥会津といわれる中山間地域にあり、柳津町、三島町、金山町及び昭和村の3町1村からなり、豪雪地帯でありまた高齢化が著しい地区でもある。同地区では建設投資の減少に伴い県建設業協会宮下支部の会員企業数、従業員数が激減（11社、980名（平成10年）→6社、161名（平成21年））している。
- 中山間地域の高齢化と建設企業の弱体化を背景とし、福島県では県管理施設の維持管理や防災活動を継続できる体制を確保するために、平成21年度から標題のモデル事業を試行している。事業の概要は、道路維持補修、除雪、舗装修繕、河川維持管理等の委託業務をそれぞれの単独発注で契約期間も半年としていた従来の契約方式を通年契約・一括発注とするものであり、契約件数は58件が1件にまとめられた。公募型プロポーザル方式により受託者選定を行い、地元の宮下地区建設業協同組合が受注した。
- モデル事業の試行は4年間であったが、試行期間中には組合員の倒産、落石事故、大震災、豪雨、豪雪などの出来事が次々と起こった。特に平成23年7月の新潟・福島豪雨では、国道252号が道路崩壊や土砂崩落により寸断されたが、協同組合が総力をあげ応急工事を実施した。
- モデル事業の検証のため検討会を設立し、道路利用者、建設企業、発注者の三者の視点で評価した。企業倒産時や災害時に補充力、機動力が実証され、地元雇用への期待の高いこと等からモデル事業が最良の方法であり本格実施することとされた。

（地域建設業による共同受注）

モデル事業の課題として4年間の試行において応募者は宮下地区建設業協同組合の1者のみであったことから、更なる透明性の確保が挙げられている。業務の内容から地域外からの参加は実態的には不可能であり、業務遂行能力があるのが同組合のみであれば1者応募は必然であろう。1者のみであると業務への慣れや緊張感の欠如を懸念しており、県では競争性に代わる評価手法の確立を課題への対応方針として挙げている。地域建設企業が弱体化している中で複数の者を競争させることがどこまで求められるのか、特にインフラの維持管理は地域の安全に直結する重要な業務であるだけに地域の建設企業が競争ではなく共同で担うという考え方もありうらと思う。

建設投資の減少と比較し業者数が減らないため供給過剰状況となり受注競争が激化する問題はずっと指摘されてきた。この解決として企業合併が一つの方策であるが、特に中小企業の多い建設業界では競争相手との統合には抵抗感がありほとんど進んでいない。事業協同組合は個々の企業は存続させつつ、一部の事業を共同で行う形態である。平成23年度建設業構造実態調査（国土交通省）では事業協同組合への加入率は42%であるが、加入企業が利用している共同事業は情報交換、教育訓練の割合が高く、共同受注は10%であり、事業協同組合方式による共同受注事業は一部に止まっている。

しかし、地域の維持と地域建設業がその役割を持続的に担うことができるためには奥会津モデルのように地域特性を踏まえた地域維持事業スキームを構築するとともに、その受け皿として地域建設業が構成員である事業協同組合等による共同受注方式は今後の方向性の一つと考えられる。

## I. 入札契約制度改革の現状と課題（その1 一般競争入札の導入）

先般4月末に公表した「建設経済レポート第60号」において、これまで進めてきた入札契約制度改革の現状及び抱えている課題、そして今後の入札契約制度のあるべき姿について、一般競争入札、総合評価方式、ダンピング対策、地域建設業の維持などの観点から考察した。

現状及び課題の把握に当たって、発注者・受注者それぞれの取組み状況や意見を集約するために、新たに当研究所において地方公共団体アンケート調査や建設企業ヒアリングを実施し、その結果を紹介したが、地方公共団体アンケート調査結果については、レポートの紙面の制約で紹介できなかったものもあるので、本誌より4回に分けて紹介することとしたい。

### 1. 地方公共団体へのアンケート調査

今回の地方公共団体へのアンケート調査(以下、「公共団体アンケート」という。)は、一般競争入札の導入状況、総合評価方式の導入状況、ダンピング対策、地域建設業の維持などについて、最新の地方公共団体における入札契約制度改革への取組状況や課題を把握するために、以下の枠組みで実施した。

図表 公共団体アンケートの概要

1. 調査対象	： 都道府県	47 団体	／ 回答	46 団体	(回答率	97.9%)
及び回答率	指定都市	20 団体	／ 回答	18 団体	(回答率	90.0%)
	中核市	41 団体	／ 回答	31 団体	(回答率	75.6%)
	県庁所在市	12 団体	／ 回答	8 団体	(回答率	66.7%)
	合計	120 団体	／ 回答	103 団体	(回答率	85.8%)

(以降の集計に際して、

- ・複数のカテゴリーに属する市の場合は、指定都市と中核市を県庁所在市に優先して分類している。
- ・「大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び当該都府県内の市をいい、それら以外を「非大都市圏」と分類している。
- ・「被災地」とは、岩手県、宮城県、福島県及び当該県内の市をいう。

2. 調査期間 : 2012年12月3日～12月14日  
(調査基準日 : 原則 2012年10月末)
3. 調査方法 : 郵送・電子メールによるアンケート調査

4. その他 : 設問によっては回答がなかった団体があるため、各設問における合計団体数は必ずしも上記回答団体数合計に一致しない。  
また、選択肢ごとの回答した団体の割合を記載している場合には、当該設問について回答があった団体数を分母としている。

## 2. 一般競争入札の実施状況

今回の公共団体アンケートで対象とした団体では既に一般競争入札はすべての団体で導入されているが、一般土木工事について一般競争入札で行っている工事の規模の下限金額について調査したところ、国土交通省が実施した「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」(以下、「入契法調査」という。)(2011年(平成23年)9月1日現在)より下限金額を引き下げた(対象工事を拡大した)団体は5団体あった。

都道府県について一般競争入札の導入・拡大の推移を見てみると、2006年(平成18年)に3県知事の逮捕を受けて知事会のプロジェクトチームが1000万円以上は原則一般競争入札とすることを提言した後、2007年(平成19年)9月時点の調査で、前年調査に比較して一般競争入札の対象工事の下限金額を引き下げた団体が34団体、うち知事会PT提言の目標である下限金額を1000万円以上(より低い基準額設定を含む。)にしたのは15団体であった。さらに翌年の入契法調査時点で前年度より引き下げたのが19団体、下限金額が1000万円以上(同前)となっているのは26団体となった。しかしここ3年間では、都道府県のうち基準額を引き下げた団体は各年1~2にとどまっており、また下限金額1000万円以上(同前)としている団体も30にとどまっている。

さらに一般競争入札の対象工事の下限金額については、原則すべての工事を対象にするといった金額の設定のない団体から5億円以上を一般競争入札としている団体まで、かなりの幅がある。

図表 一般競争入札の実施基準

万円以上	250	500	800	1000	1500	2000	2500	3000	4000	5000	8000	1億～	5億
都道府県	13	2	1	14	0	1	0	5	1	6	0	2	1
指定都市	9	0	0	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0
中核県庁	13	0	1	13	3	2	1	2	0	1	1	1	1
全体	35	2	2	34	3	4	2	7	1	7	1	3	2

※250万円欄には、下限額の設定がなく原則すべての工事を対象にしている団体を含む。

次に制度として一般競争入札は導入されているが、実際にどの程度の工事が一般競争入札で実施されているかを調査したところ、公共団体全体では、2011 年度（平成 23 年度）では 51.8%と半分強の工事が一般競争入札で行われており、特に指定都市においては約 7割の比率となっているが、県庁所在市クラスでは約 4 割弱となっている。

図表 一般競争入札の実施状況

		平成 22 年度	平成 23 年度
都道府県	土木部所管全工事件数	84,725	82,842
	一般競争入札工事件数	36,500	33,759
	比率	49.6%	48.8%
指定都市	土木部所管全工事件数	11,467	11,105
	一般競争入札工事件数	8,511	8,133
	比率	72.9%	70.5%
中核市	土木部所管全工事件数	16,038	15,303
	一般競争入札工事件数	5,598	5,083
	比率	49.0%	49.5%
県庁所在市	土木部所管全工事件数	4,444	4,367
	一般競争入札工事件数	1,154	1,195
	比率	38.3%	37.6%
全体	土木部所管全工事件数	116,674	113,617
	一般競争入札工事件数	51,763	48,170
	比率	52.4%	51.8%

図表 一般競争入札の実施基準の変遷

	2006.10.1現在	2007.9.1現在	2008.9.1現在	2009.9.1現在	2010.9.1現在	2011.9.1現在	アンケート結果
北海道	5億円以上	5億円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
青森県	4億円以上	4億円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上
岩手県	1億円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
宮城県	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上 (250万円超)	1000万円以上 (250万円超)	1000万円以上 下限なし	1000万円以上 下限なし
秋田県	24.1億円以上	4000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
山形県	1000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
福島県	24.1億円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
茨城県	1億円以上	4500万円以上	4500万円以上	4500万円以上	4500万円以上	3000万円以上	3000万円以上
栃木県	24.1億円以上	5000万円以上	5000万円以上 (3000万円以上)	5000万円以上 (3000万円以上)	5000万円以上 (3000万円以上)	5000万円以上 (3000万円以上)	5000万円以上 (3000万円以上)
群馬県	3億円以上	5000万円以上	5000万円以上 (1000万円以上)	1000万円以上 (1億円以上)	1000万円以上	1000万円以上 (1億円以上)	1000万円以上 (1億円以上)
埼玉県	5000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上 (500万円以上)	1000万円以上 (500万円以上)	500万円以上	500万円以上
千葉県	2億円以上	2億円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上
東京都	9億円以上	9億円以上	9億円以上	9億円以上	9億円以上 (5億円以上)	9億円以上 (5億円以上)	9億円以上 (5億円以上)
神奈川県	5000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
新潟県	10億円以上	1億2000万円以上	1億2000万円以上	1億2000万円以上	1億2000万円以上	1億2000万円以上	1億2000万円以上
山梨県	3000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上 (250万円超)	1000万円以上 (250万円超)
長野県	原則全ての工事	金額基準の設定なし	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
富山県	10億円以上	2000万円以上	2000万円以上	2000万円以上	2000万円以上	2000万円以上	2000万円以上
石川県	5億円以上	5000万円以上	3000万円以上	3000万円以上	3000万円以上	3000万円以上	3000万円以上
岐阜県	2億円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
静岡県	2500万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
愛知県	1億5000万円以上	1億5000万円以上	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)
三重県	2億円以上	金額基準の設定なし	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
福井県	7000万円以上	7000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
滋賀県	1億円以上	1億円以上	1000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
京都府	2500万円以上 (府外業者発注の場合)	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
大阪府	24.1億円以上	1000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
兵庫県	3億円以上	2000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
奈良県	2000万円以上	2000万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上
和歌山県	5000万円以上	5000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
鳥取県	24.1億円以上	3000万円以上	3000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
島根県	4000万円以上	1000万円以上	1000万円以上 (250万円超)	1000万円以上	1000万円以上 (250万円超)	1000万円以上 (250万円超)	1000万円以上 (250万円超)
岡山県	2億円以上	4000万円以上	4000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
広島県	10億円以上	1億円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
山口県	1億円以上	3000万円以上	3000万円以上	3000万円以上 (1000万円以上)	3000万円以上 (1000万円以上)	3000万円以上 (1000万円以上)	3000万円以上 (1000万円以上)
徳島県	7000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上
香川県	1億円以上	5000万円以上	3000万円以上	3000万円以上 (700万円以上)	3000万円以上 (700万円以上)	3000万円以上 (700万円以上)	3000万円以上 (700万円以上)
愛媛県	1億円以上	3000万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上	800万円以上
高知県	7億円以上	5000万円以上	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)	5000万円以上 (1000万円以上)
福岡県	3億円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上
佐賀県	2500万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
長崎県	1億円以上	1億円以上	3500万円以上 (1000万円以上)	3500万円以上	3500万円以上 (土木一式) (1億円以上)	3500万円以上	3500万円以上
熊本県	1億円以上	4000万円以上	4000万円以上	3000万円以上 (9000万円以上)	3000万円以上	3000万円以上	3000万円以上
大分県	1億円以上	5000万円以上	4000万円以上	4000万円以上	4000万円以上	4000万円以上	4000万円以上
宮崎県	1億円以上	4000万円以上	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超	250万円超
鹿児島県	10億円以上	1億円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上
沖縄県	3億円以上	3億円以上	3億円以上 (5000万円以上)	3億円以上 (5000万円以上)	5000万円以上	5000万円以上	5000万円以上
基準額を引き下げた団体数		34	19	5	1	2	2

↑  
2006年(平成18年)12月知事会PT「1000万円以上は原則一般競争入札」

- (注) 2011.9.1 現在以前は、国土交通省の調査結果による。
- (注) 括弧内は例外・拡大・試行等金額を示している。
- (注) 一般競争入札の下限額が工種や発注部局によって異なる場合は、土木部発注の土木工事の下限額を表示している。
- (注) 本調査は予定価格 250 万円を超える工事を対象としているため、一般競争入札等の下限金額について、250 万円以下の場合も一律 250 万円超で表示している。
- (注) 色塗りは、知事会 PT の目標下限額をクリアしているもの。

今後、一般競争入札を拡大する考えがあるかどうかについて調査したところ、87 団体 (89.7%) が拡大する考えはないと回答し、拡大する考えはあるとした団体は 10 にとどまった。

図表 一般競争入札を拡大する考え

拡大する考えは		ある	ない
都道府県	大都市圏	0	7
	非大都市圏	6	31
指定都市	大都市圏	1	8
	非大都市圏	0	8
中核市	大都市圏	0	7
	非大都市圏	3	18
県庁所在市	大都市圏	0	0
	非大都市圏	0	8
全体	大都市圏	1	22
	非大都市圏	9	65

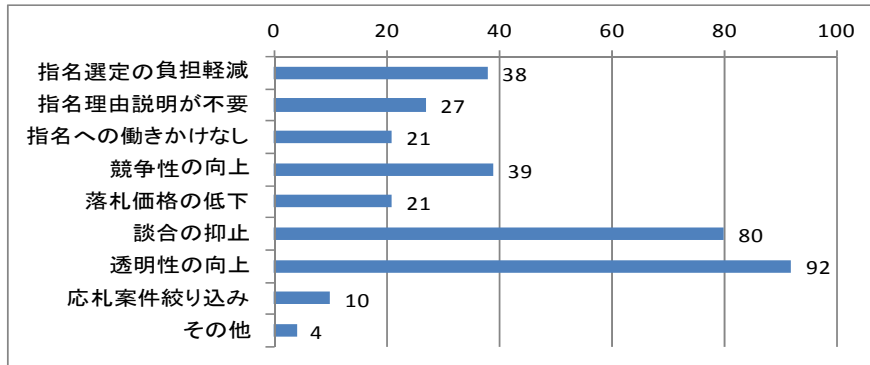
このように一般競争入札については、制度としては各団体において導入され、発注工事件数全体を見れば半数強の工事が一般競争入札で発注されるなど、一般競争入札は指名競争入札と並ぶ方式として定着してきているが、団体ごとに見るとその導入にはかなりの温度差がある。また前記のように、ここ 3 年間では都道府県のうち基準額を引き下げた団体は各年 1~2 にとどまっており、今後拡大する考えはないとする団体が多数を占めるなど一般競争入札の拡大については一段落という状況にある。

### 3. 一般競争入札の導入・拡大に伴うメリット

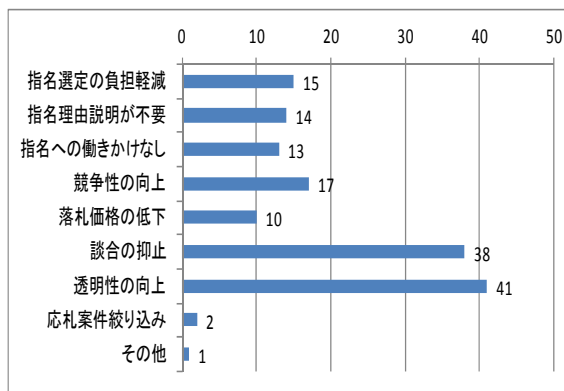
一般競争入札を導入したことによるメリットについて調査したところ、全体では、「透明性の向上」が 92 団体、「談合の抑止」が 80 団体と多数を占め、この傾向は公共団体の階層によっても大きな差はないが、これに続く「新規業者の参入による競争性の向上」と「指名業者選定の事務負担の軽減」については、指定都市では「競争性の向上」が、中核市では「事務負担の軽減」が上位になっている。

図表 一般競争入札の導入・拡大に伴うメリット

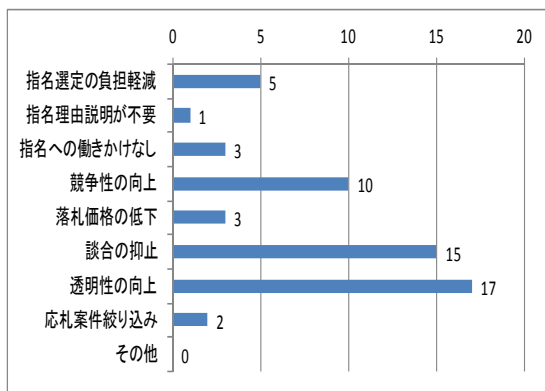
<全体>



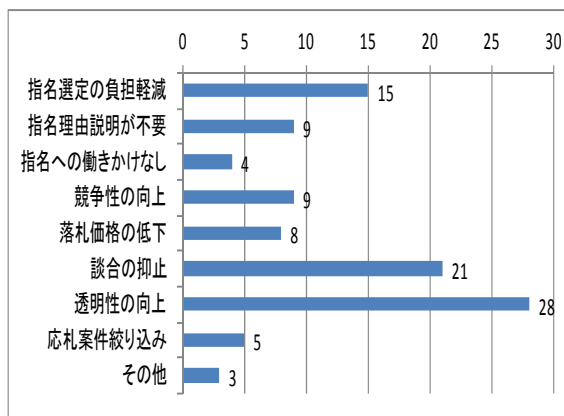
<都道府県>



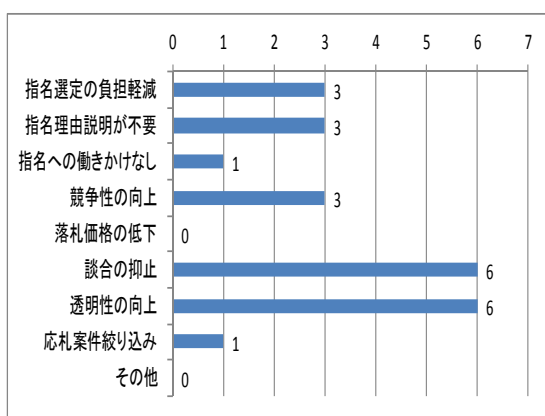
<指定都市>



<中核市>



<県庁所在市>



個別の回答では、

- ・ 手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ない
- ・ 発注者の指名選定が恣意的になる余地がない
- ・ 第三者による監視が容易である
- ・ 入札参加業者が固定化されないことで談合の抑止効果が期待される



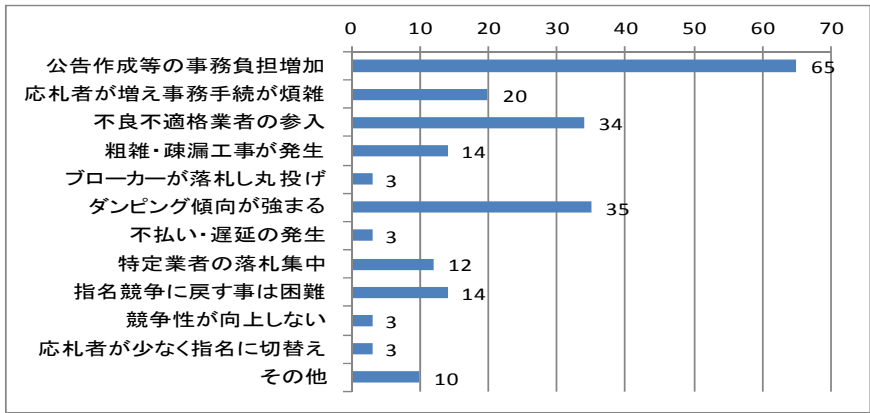
- ・一定の要件さえ満たせば参加可能であり、地域外の業者が参入することによって競争性が促進される
- ・業者が自主的に参加でき得意な工事を業者が選択して参加する
- ・積算能力が高い業者による落札が増加した
- ・入札の公平性の維持・向上、入札参加機会の平等性の確保に資するなどがあつた。

4. 一般競争入札の導入・拡大に伴うデメリット・課題

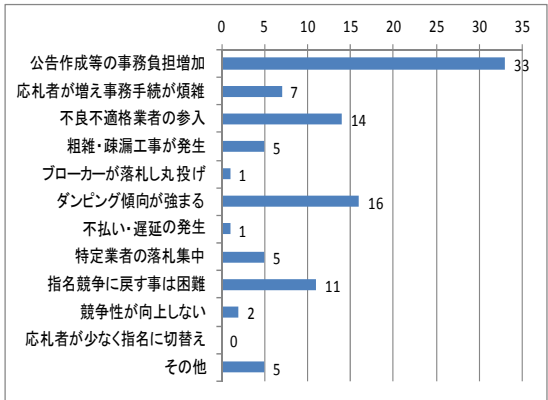
一般競争入札を導入したことによるデメリット・課題について調査したところ、全体では、「入札公告の作成など事務負担の増加」が65団体で、これに続くのは「ダンピング（落札価格の低下）傾向が強まった」と「いわゆる不良不適格業者の参入」が34～35団体であり、県庁所在市では、「ダンピング傾向が強まった」が「入札公告の作成など事務負担の増加」と並んでいる。

図表 一般競争入札の導入・拡大に伴うデメリット・課題

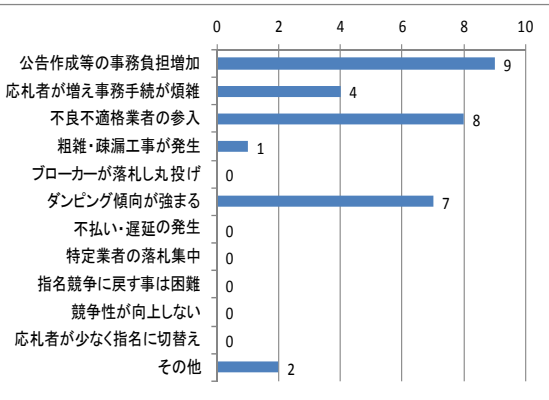
<全体>



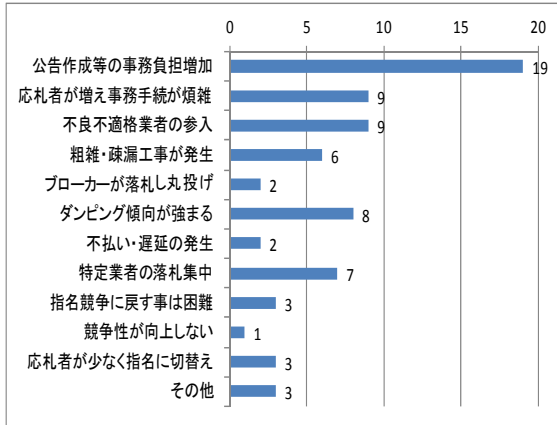
<都道府県>



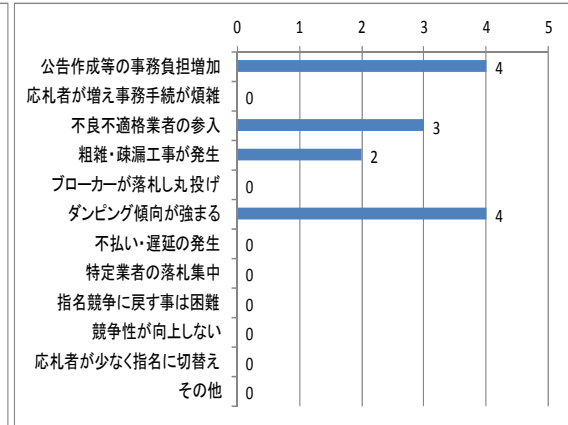
<指定都市>



<中核市>

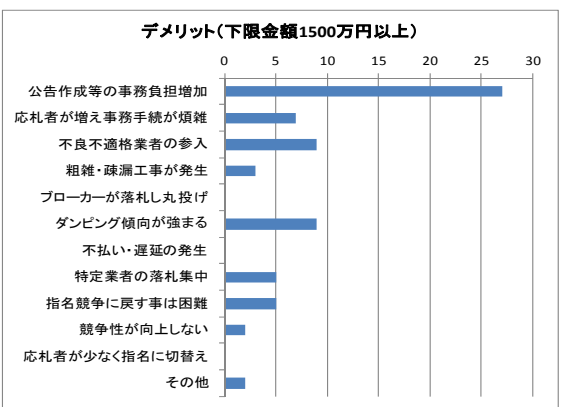
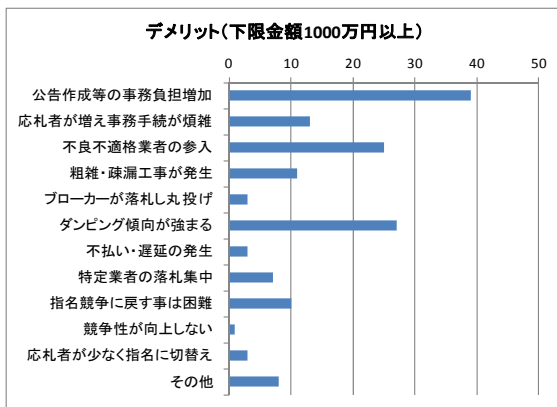
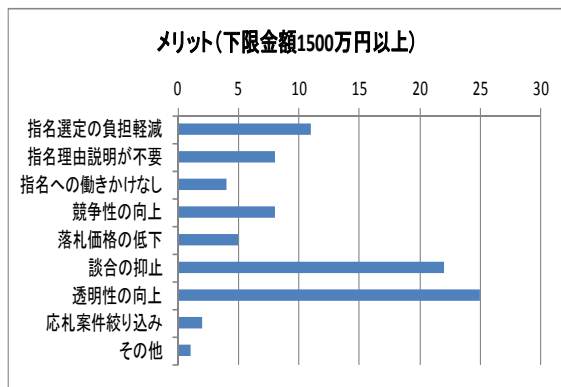
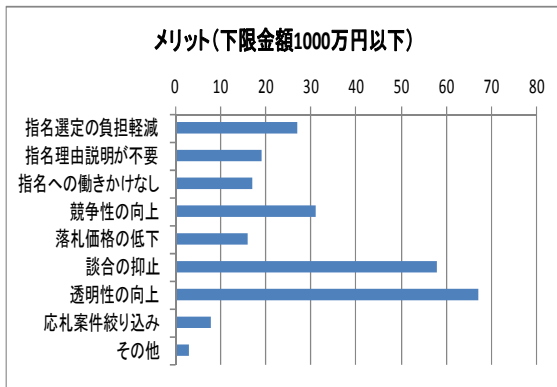


<県庁所在市>



一般競争入札の下限金額の設定を「1000万円以上」より小さくしている団体と、「1500万円以上」より大きな金額に設定している団体とに分けて、メリット、デメリットと考えている事項を集計したが、大きな差異は見られなかった。メリットとして、透明性の向上の次に談合の抑止をあげているが、3番目が、下限金額が低い団体は競争性の向上をあげ、高い団体は指名選定の負担軽減をあげている。

図表 一般競争入札の導入・拡大に伴うメリット・デメリット（下限金額別）



個別の回答では、

- ・ 公告文作成・ホームページ掲載、入札参加資格審査や総合評価に係わる資料の作成や確認に、発注者・受注者とも相応の負担が掛かる
- ・ 公告要件、技術提案内容等を審査する技術審査会の事務が増加した
- ・ 入札参加の条件を定めることについて苦慮している
- ・ 経営状態の悪い業者であっても入札参加要件を満たしていれば排除することができない
- ・ 施工能力や経営内容に不安がある業者などが参入、落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがある
- ・ 最低制限価格での落札が指名競争入札のときよりも多く見受けられ、賃金や下請代金への影響は未知であるが否定もできない
- ・ 実績のない業者は落札しづらい状況になることが予想される
- ・ 指名競争入札に比べ入札公告から契約までの時間が長期間必要になり、早期発注に支障が生じる
- ・ 地域によっては地域外業者が参加せず、参加者が指名競争入札と比べて減少するおそれがある
- ・ 入札参加者数が少なく競争性に欠ける案件、入札参加者がなく再度発注となる案件が発生した

などがあったが、一方、

- ・ 拡大当初は落札率の低下などの状況が見られたが対策を講じたことにより、現時点では特にデメリットは認識していない

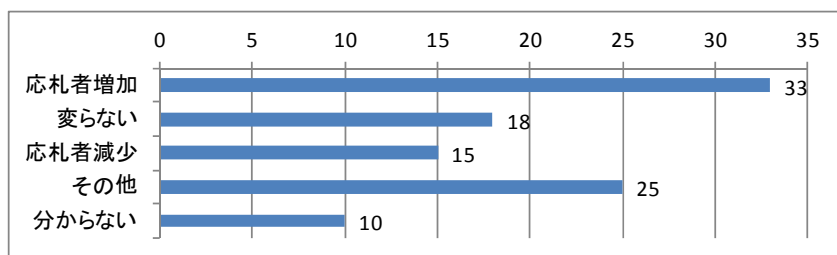
との回答もあった。

## 5. 一般競争入札における応札者数の傾向

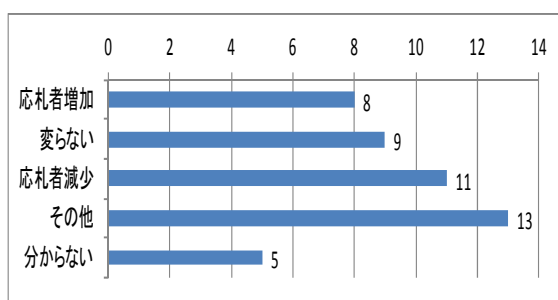
一般競争入札における応札者数の傾向について、増加したと考えるか減少したと考えるか調査したところ、工事の規模や工種、地域、時期などによって様々であり、正確な比較はできないとする回答が多かったが、全体としては、応札者が増加したと考えている団体が多数を占めているが、都道府県では、応札者が減少したと考えている団体が多くなっている。

図表 一般競争入札における応札者の傾向

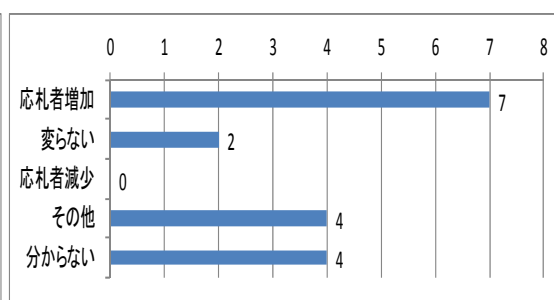
<全体>



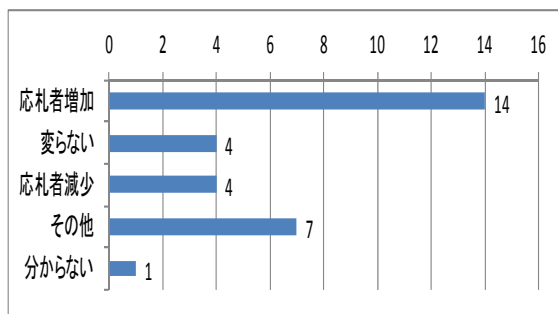
<都道府県>



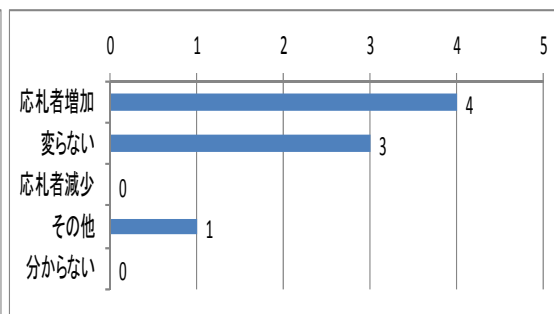
<指定都市>



<中核市>



<県庁所在市>



	都道府県	指定都市	中核市	県庁所在市	全体
応札者増加	8	7	14	4	33
変わらない	9	2	4	3	18
応札者減少	11	0	4	0	15
その他	13	4	7	1	25
分からない	5	4	1	0	10

## 6. 一般競争入札の導入・拡大によるデメリット解決のための取り組み

一般競争入札の導入・拡大によるデメリット・課題の解決のために取り組んでいる事項について調査したところ、個別回答として、手続きの簡素化の面では、

- ・ 公告文等を定型化し事務の負担軽減を図っている
- ・ 入札事務手続きマニュアル、入札公告作成例等の作成
- ・ 電子入札の導入や可能な限りシステムでの対応とし、従来の紙媒体による作業に比べて事務負担を軽減している
- ・ 入札参加資格の事後審査方式を導入している

などにより、効率的な事務執行を図っているとの回答があった。

また不良不適格業者の参入の懸念については、総合評価方式の活用をあげる団体が多かったが、その他の対策として、

- ・ 同種工事を施工した実績があることを入札参加資格としている
- ・ 下請状況実地調査を行っており元請・下請関係の適正化を徹底するよう指導している
- ・ 著しく悪い施工成績の通知を受けたものは一定期間入札に参加できないとする入札参加資格の設定をしている
- ・ 無積算業者対策として積算内訳書の提出を義務化した
- ・ 入札参加資格審査に営業所の要件を追加した
- ・ 不良不適格業者排除のための事業所実態調査専従職員を配置した
- ・ 当該市工事の契約実績がなく初めて落札候補者となった事業者については、会社訪問等によりその実態を調査し適格性を判断する
- ・ 予定価格と同等の平均完成工事高を有することを求めるなど工事品質確保のための工夫をしている

などの回答があった。

## 7. 地域要件の設定

### (1) 地域要件の設定状況

地域要件の設定状況については、大都市圏・非大都市圏を問わず、また、公共団体の階層を問わず、すべての団体において、何らかの地域要件が設定されていた。また、その地域要件の必要性について尋ねたところ、すべての団体が必要と回答した。

また、個別の工事において、地域要件をつけない場合としては、WTO 案件に相当する大規模工事のほか、高度又は特殊・専門的な技術を要する場合など、応札可能者が極めて少ないと想定される工事や地元業者では施工ができない案件としている。

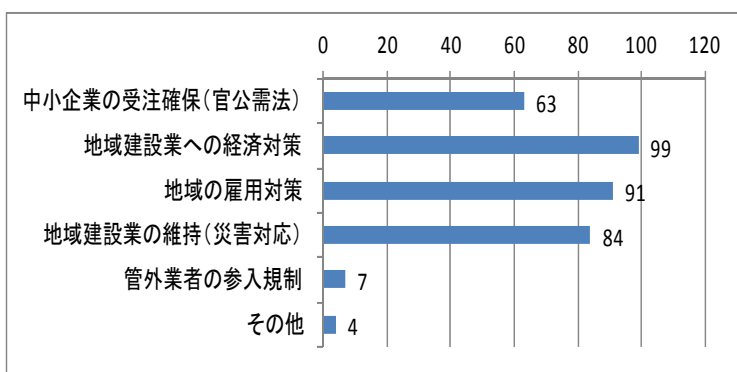
(2) 地域要件が必要とする理由

地域要件が必要と考える理由について調査したところ、「地域の建設業者に対する経済対策のため」、「地域の雇用対策のため」、「災害時等の緊急対応に備えて地域の建設業者を維持するため」が多数を占めた。

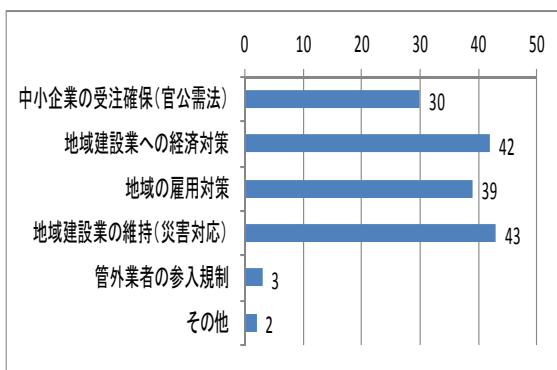
公共団体の階層別では、大きな差異はないが、中核市及び県庁所在市においては、「官公需法により中小企業者の受注の確保が求められているため」と回答した団体が比較的少なかった。

図表 地域要件が必要な理由

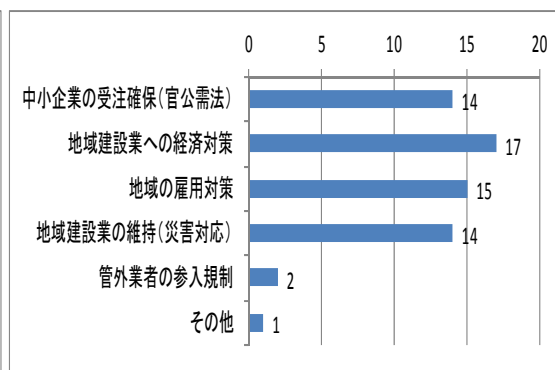
<全体>



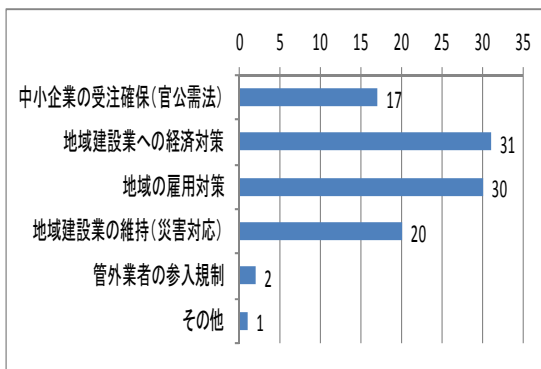
<都道府県>



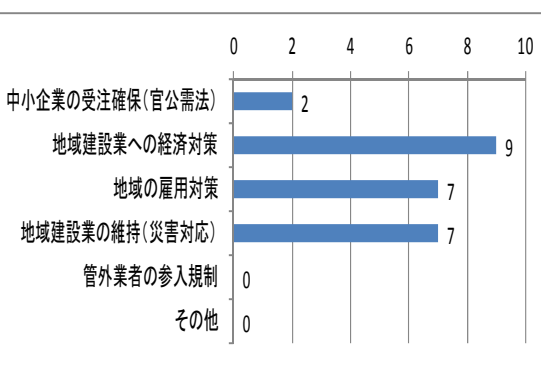
<指定都市>



<中核市>



<県庁所在市>



	都道府県	指定都市	中核市	県庁所在市	全体
中小企業の受注確保	30	14	17	2	63
地域建設業への経済対策	42	17	31	9	99
地域の雇用対策	39	15	30	7	91
地域建設業の維持	43	14	20	7	84
管外業者の参入規制	3	2	2	0	7
その他	2	1	1	0	4

### (3) 地域要件の変更状況

過去 2 年間に於いて、地域要件を変更したかどうかについて調査したところ、88 団体 (86.3%) が変更なしと回答し、地域要件を強化した団体が 10、緩和した団体が 4 であった。

図表 地域要件の変更の有無(過去 2 年)

		1. 緩和した	2. 強化した	3. 緩和/強化	4. 変更なし
都道府県	大都市圏	0 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (0)
	非大都市圏	4 (2)	3 (0)	0 (0)	3 0 (1) (82%)
指定都市	大都市圏	0 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (0)
	非大都市圏	0 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (0) (82%)
中核市	大都市圏	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
	非大都市圏	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 9 (3) (90.3%)
県庁所在地	大都市圏	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	非大都市圏	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0) (100%)
全体	大都市圏	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 3 (0)
	非大都市圏	4 (2)	7 (0)	0 (0)	6 5 (4) (86.3%)

※ ( ) は被災地で内数。

※ ( %) は大都市圏・非大都市圏合計で変更なしとする団体の割合。

具体的変更内容については、いずれも入札に参加できる地域設定におけるエリアの拡大(緩和)又はエリアの制限(強化)であり、本店又は支店・営業所の要件の拡大・制限(例:本店に限定しない、又は限定する)や、本店又は支店・営業所の最低人員数を減らした(緩和)又は増やした(強化)などの変更を行った団体はなかった。

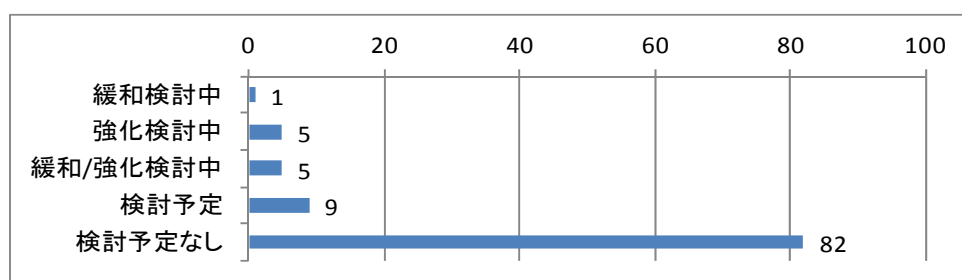
なお、この点について、3年前に行った調査では、エリアの拡大・制限以外の変更として、都道府県において、本店又は支店・営業所の要件の拡大・制限が 6 団体、本店又は支店・

営業所の人員数による制限が 1 団体あった。

(4) 今後の予定

今後の予定としては、大多数の団体で検討予定なしとしているが、地域要件の強化を 5 団体が、緩和を 1 団体が、緩和と強化の両面で 5 団体が、それぞれ検討することを予定していると回答している（いずれも地域設定におけるエリアの見直し）。

図表 地域要件の変更の検討状況



8. 地域経済対策

(1) 指名競争入札の見直し

地域経済対策や地域建設業の維持の一環として、指名競争入札の見直し(拡大・復活)などを行ったことがあるかどうか調査したところ、見直す予定なしとする団体がほとんどであるが、東日本大震災の被災地やその他の災害被災地において、震災復旧・復興、災害復旧工事の早期発注のために指名競争入札を拡大したり、検討したりする団体がある。

見直した	5
検討中	4
今後、見直す予定	1
予定なし	93

(2) 独自の入札参加条件

一般競争入札の競争参加条件の設定で、地域要件、経営事項審査結果、ランク（格付け）、同種工事实績などのほか、独自で設定している入札参加条件について調査したところ、以下のような回答があった。

<工事成績>

- ・工事成績評定点（平均値）が一定以上である者
- ・工事成績評定として、過去 1 年間に 2 件以上の工事を受注しその工事成績評定の平均点



が 65 点未満の場合は入札参加資格なし

- ・工事成績点が優良な者や除雪業務の実績を有する者のみ参加可能
- ・著しく悪い工事成績の通知を受けたものは一定期間入札に参加できないとする入札参加資格の設定

#### <地域貢献>

- ・優良工事施工業者（県内に本店を有し、過去 5 年間に 80 点以上の工事を実施し、かつ 65 点未満の工事を実施したことがない者）、社会貢献企業（県内に本店を有し、出先機関の長と災害応急工事に関する業務協定等を締結している団体の加入者及び締結者）であること
- ・設計金額が一定額以上の一部の工種の場合、「地域への貢献度等に係る評価点」が一定点以上であることを要件化
- ・除雪協力業者を参加条件とする場合がある
- ・災害時の協力協定や障害者雇用等を点数化し一定の点数以上であることを条件化
- ・「実績申告型一般競争入札」の評価点(あらかじめ示す「実績評価基準」に基づき入札参加者が作成する実績申告書により申告する評価点（申告点）の合計が入札参加資格に定める「評価基準点」以上となる入札参加者から、価格競争で落札候補者を決定する方式)
- ・優良表彰を受けた事業者や災害時の協力協定を結んだ事業者などに対する優先発注（インセンティブ発注)

#### <機械・技術者>

- ・舗装工事でのアスファルトプラント、区画線工事での専用の機械（ラインマーカー車）など機械の所有を条件
- ・鋼橋上部工工事、堰・樋門等工事については「自社の製作工場保有」を要件化
- ・技術者と現場代理人の 3 か月以上の直接雇用など配置技術者の雇用関係

#### <他の工事との関連>

- ・手持ち工事や落札の状況
- ・施工中の工事の本数により入札参加を制限
- ・近接工事受注者や関連企業の入札参加を制限

#### <その他>

- ・当該工事の工種と同工種の指名希望順位が第 1 位又は第 2 位としている者
- ・「受注希望工種（一者一工種）」の設定(受注希望工種を指定した建設工事の入札案件は、発注担当部局ごとにあらかじめ登録した工種のみ案件に入札参加できる)
- ・ISO の認証取得を条件

### (3) その他の地域経済対策

上記のほか地域経済対策として独自の取組みについて調査したところ、以下のような回答があった。

<総合評価>

- ・入札参加資格審査や総合評価方式等において地域貢献度等を評価してインセンティブを付与
- ・総合評価落札方式における地理的要件、地域貢献度の評価項目を設定

<地元発注>

- ・従来単独で行っていた道路維持、除雪、河川維持、砂防施設維持などの業務を包括的に一つの契約対象とし、複数の地元建設業者で構成する共同企業体とする地域維持型契約方式の試行
- ・地域貢献地元企業（災害対応や地域の安全安心確保に貢献している企業）の中から業者を選定し、原則として下請業者を地域の業者のみに制限した入札制度（地域保全型工事）の導入
- ・技術に優れた優良な県内企業の受注機会を確保しその育成を図ることを目的として、工事成績条件付一般競争入札を試行（入札参加者を工事成績が一定点数以上の者に限る）
- ・県内企業優先発注指針を策定し、県内企業への発注率について件数・金額ともに 90%以上とする数値目標を設定
- ・県内中小企業を対象として、優良工事施工業者（県内に本店を有し、過去 5 年間に 80 点以上の工事を実施し、かつ 65 点未満の工事を実施したことがない者）、社会貢献企業（県内に本店を有し、出先機関の長と災害応急工事に関する業務協定等を締結している団体の加入者及び締結者）を対象としたインセンティブ発注の実施
- ・離島地域における発注について元請及び下請を当該離島内に限定した入札方式の暫定的導入
- ・地域に密着した 2 千万円未満の工事については災害協力や除雪実績を有する地域貢献企業を優先的に競争入札の対象とする発注方法の導入
- ・官公需適格組合への発注、市内業者への施設補修などの案件の発注
- ・建設資材の地域内調達を徹底
- ・市内本店業者へ下請発注できない場合を除き原則として市内本店業者への下請発注を義務付け
- ・市内事業者が単独では施工困難な工事のうち市内事業者への技術移転が可能な工事については、高い技術力を有する事業者と市内事業者との組合せによる技術修得型共同企業体に発注
- ・特殊な工事として市外業者に単独で発注していた工事についても、本市の基準にかかわらず工事内容等を勘案し可能な限り市内業者を構成員に加えた共同企業体へ発注
- ・専門的業種における業者の元請受注機会を確保するため、希望順位 1 位の条件を付して入札を実施

<指名競争入札>

- ・市と町の合併で経済的に疲弊している旧合併町に、地域限定で一部指名競争入札を実施
- ・設計金額1億円未満の工事については指名競争入札によることができることとした

<その他>

- ・分離分割発注の推進
- ・受注業者に対して、下請、資材、リースにおける地元企業の活用、元請下請契約の適正化、労働法令の遵守を要請

(担当：総括研究理事 森下憲樹 研究員：油谷晃広、高山盛光、水野裕也)

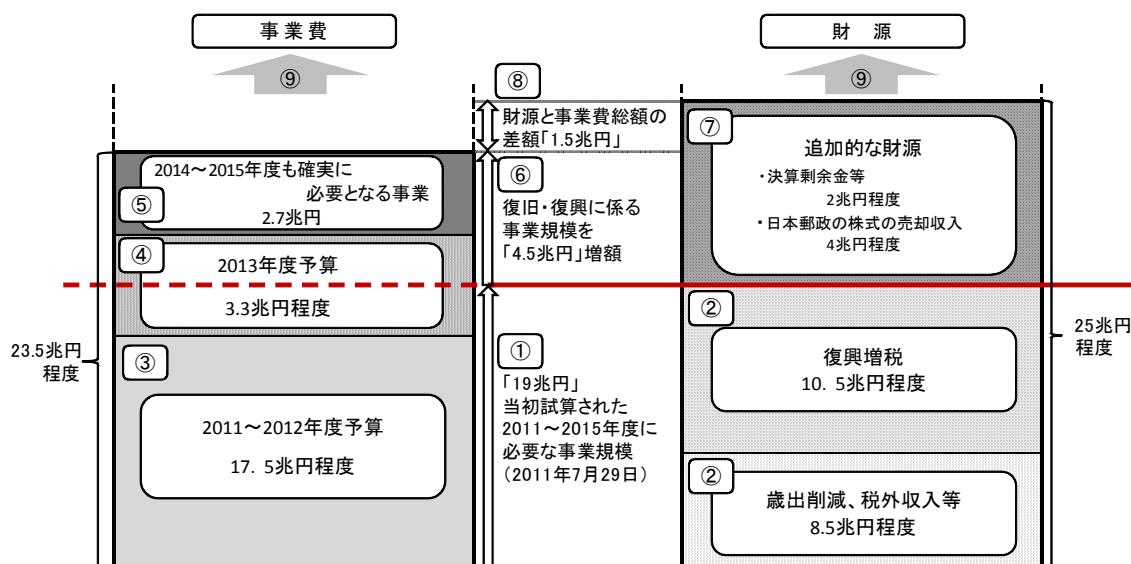
## Ⅱ. 東日本大震災からの復旧・復興等に係る政府建設投資が及ぼす経済効果等

東日本大震災は、観測史上最大規模の地震により我が国に甚大な被害を及ぼした。この未曾有の大災害に対し、様々な復旧・復興対策が講じられ、被災地では防災集団移転促進事業が施工段階へ入る等、復興へ向け本格的な進展がみられる。本稿では、東日本大震災の影響を色濃く受ける政府建設投資について、当研究所が2013年4月22日に公表した「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の結果をもとに、これまでの東日本大震災の復旧・復興等に係る政府建設投資を把握し、マクロ経済へ及ぼす経済効果について分析する。

### 1. 東日本大震災からの復旧・復興等に係る政府予算の動向と復興予算に関するフレーム

東日本大震災の復旧・復興等に係る政府建設投資の把握にあたり、これまでの予算措置の経緯を整理する。当初、東日本大震災からの復旧・復興等に係る予算（以下、復興予算という）は、国の一般会計に計上されていたが、財源（復興増税等）や透明性の確保等の観点などにより、2012年度以降、特別会計による計上となり、東日本大震災復興特別会計（以下、復興特会という）が創設された。

図表 1 復興予算に関するフレーム



(出典) 復興庁資料より作成

(注) 原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

復旧・復興事業の財源総額である復興予算に関するフレームについては、復旧・復興に係る事業規模の見積もりとして、2011年7月29日に東日本大震災復興対策本部より公表された「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下、基本方針という）によれば、2011年度から2015年度までの5年間の集中復興期間に必要な事業の規模は少なくとも19兆円程度（図表1の①）とされ、財源が確保された（図表1②）。これは2011年3月23日に内閣府より公表された東日本大震災によって毀損した社会資本・住宅・民間企業資本の推計額16兆円から25兆円<sup>1</sup>を元に設定された金額と思われる。

2011年度から2012年度までの復興予算で17.5兆円程度（図表1の③）が計上され、2013年度予算編成にあたり、復興予算の事業規模が基本方針における事業規模想定額の19兆円程度（図表1の①）を超えることが見通されていた。

この様な状況を踏まえ、2012年11月27日の第4回復興推進会議にて、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」が公表され、これまでの被災地の状況の変化などを踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」に必要な見直しを、2013年度の予算編成と併せて行うものとされ、2013年1月29日の第6回復興推進会議において「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」が公表され、復興予算に関するフレームの見直しが行われた。

この見直しにおいて、復興予算の事業規模としては、2013年度までに計上された復興予算20.8兆円程度（図表1の③+④）に加え、2014～2015年度にも確実に必要となる事業規模を2.7兆円程度（図表1の⑤）と見積もり、集中復興期間全体での事業規模を23.5兆円程度（図表1の③+④+⑤）と4.5兆円程度の増額となった（図表1の⑥）。

財源としては、これまで確保された19兆円程度（図表1の②）に加え、日本郵政株式の売却収入として見込まれる4兆円程度と2011年度決算の剰余金2兆円程度が追加され（図表1の⑦）、合計25兆円程度を確保するとされた（図表1の②+⑦）。なお、事業規模と財源の差額1.5兆円（図表1の⑧）については、今後新たに事業の追加が必要となった場合の財源に充てられる見通しである。

また、この見直しの中では、今後、毎年度の予算編成において、必要となる事業を見直し、財源の検討を踏まえ、予算が確保されることとされており、復旧・復興の状況次第では、国民の生活再建・再生に向け、更に復興予算が必要となる可能性がある。（図表1の⑨）

なお、復旧・復興事業の財源総額である復興予算に関するフレーム（図表1の②+⑦）には、事業者への求償が想定されるため、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づく事業者が負担すべき経費等は対象に含まれていない。この経費等を含む、これまでの復興予算の全体額の推移を整理すると図表2の通りとなる。

2011年度から2013年度までの総額で約23.6兆円が予算計上されている。

<sup>1</sup> 2011年3月23日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料「東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析」（内閣府）

図表 2 2011～2013 年度復興予算の内訳

(億円)

	2011年度			2012年度	2012年度	2013年度	合 計
	第1次補正予算 (一般会計)	第2次補正予算 (一般会計)	第3次補正予算 (一般会計)	当初予算 (特別会計)	補正予算 (特別会計)	当初予算 (特別会計)	
災害救助等関係経費	4,829	—	941	762	※	837	7,369
災害廃棄物処理事業費	3,519	—	3,860	3,442	※	1,266	12,087
公共事業等の追加 (災害対応公共事業関係費、施設費災害復旧費等)	16,180	—	14,734	5,091	※	8,793	44,798
災害関連融資関係経費	6,407	—	6,716	1,210	※	963	15,296
地方交付税交付金	1,200	4,573	16,635	5,490	※	6,053	33,951
原子力損害賠償法等関係経費	—	2,754	—	—	※	—	2,754
原子力災害復興関係経費	—	—	3,558	4,811	※	7,094	15,463
被災者支援関係経費	—	3,774	—	—	※	—	3,774
東日本大震災復興交付金	—	—	15,612	2,868	※	5,918	24,398
全国防災対策費	—	—	5,752	4,827	※	—	10,579
国債整理基金特別会計への繰入	—	—	—	1,253	※	662	1,915
その他の東日本大震災関係経費	8,018	5	24,631	3,999	3,177	6,255	46,085
東日本大震災復旧・復興予備費	—	8,000	—	4,000	※	—	12,000
復興加速化・福島再生予備費	—	—	—	—	※	6,000	6,000
<b>合計</b>	<b>40,153</b>	<b>19,108</b>	<b>92,438</b>	<b>37,754</b>	<b>3,177</b>	<b>43,840</b>	<b>236,468</b>
(参考:復興予算フレーム対象額)	17.5兆円程度(単純合計19.3兆円程度)					3.3兆円程度	20.8兆円程度

(出典) 財務省資料および復興庁資料より作成

(※) 内訳金額が不明なため、その他の東日本大震災関係経費に一括計上

## 2. 建設投資推計・建設投資見通しとは

東日本大震災の復旧・復興等に係る政府建設投資の把握にあたり、建設投資の定義について、あらためて整理する。

建設投資は、建設市場の規模とその構造を明らかにすることを目的に、国土交通省により、1960年から「建設投資推計」及び「建設投資見通し」として公表されている。

「建設投資推計」とは、我が国の全建設活動の実績を出来高ベースで把握したものであり、建築着工統計、建設工事施工統計や建設事業費の実績値等を基に作成されている。

「建設投資見通し」とは、我が国の全建設活動の見通しを出来高ベースで把握したものである。政府建設投資については、事業別予算状況及び繰越率、支出率等を考慮して推計が行われており、地方単独事業については、地方財政計画等を参考に推計されている。民間建設投資については、建築着工統計の分析や政府経済見通し等を参考に推計されている。

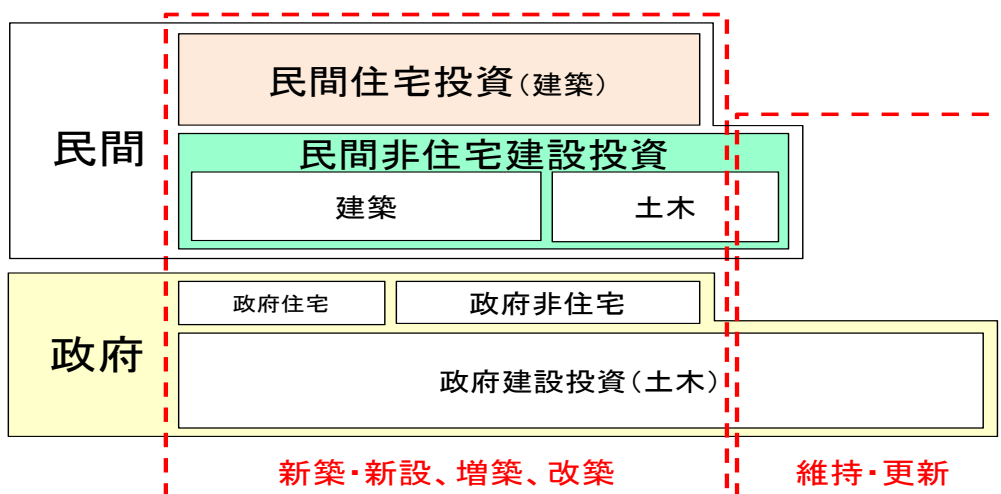
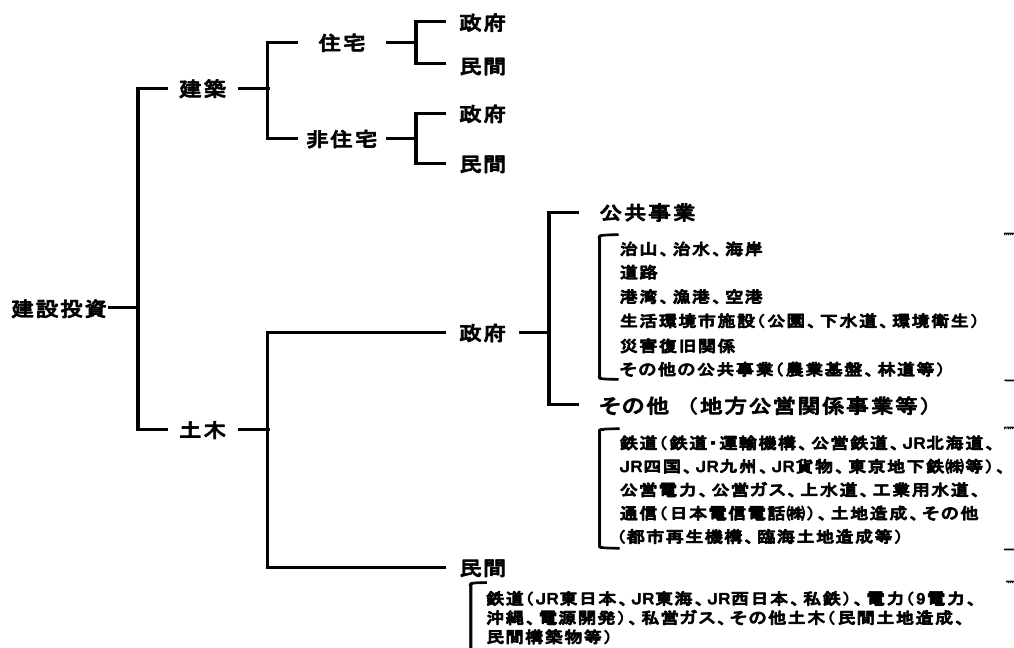
国土交通省においては、2013年6月28日に公表された「平成25年度建設投資見通し」において、「建設投資推計」は2012年度分まで(2011年度、2012年度については見込み額)、「建設投資見通し」は、2013年度分について公表されている。

当研究所においては、国土交通省の定義に基づき、2013年4月22日の「建設経済モデルによる建設投資の見通し」にて、2013年度分まで推計・予測結果を公表しており、2013年7月下旬に、2013年度および2014年度の予測結果について、公表する予定である。

### 3. 建設投資見通しの区分

建設投資は、図表 3 の通り、区分されており、公共事業・民間土木工事の維持・更新投資は含むが、それ以外の維持・更新は含まない。また、政府建設投資には図表 4 の通り、公共事業関係費予算のうち、用地費・補償費、調査費、機械費等は含まれない。国民経済計算（GDP 統計）の公的固定資本形成と比較すると、機械費等が含まれない。

図表 3 建設投資の区分および維持・更新等との関係図

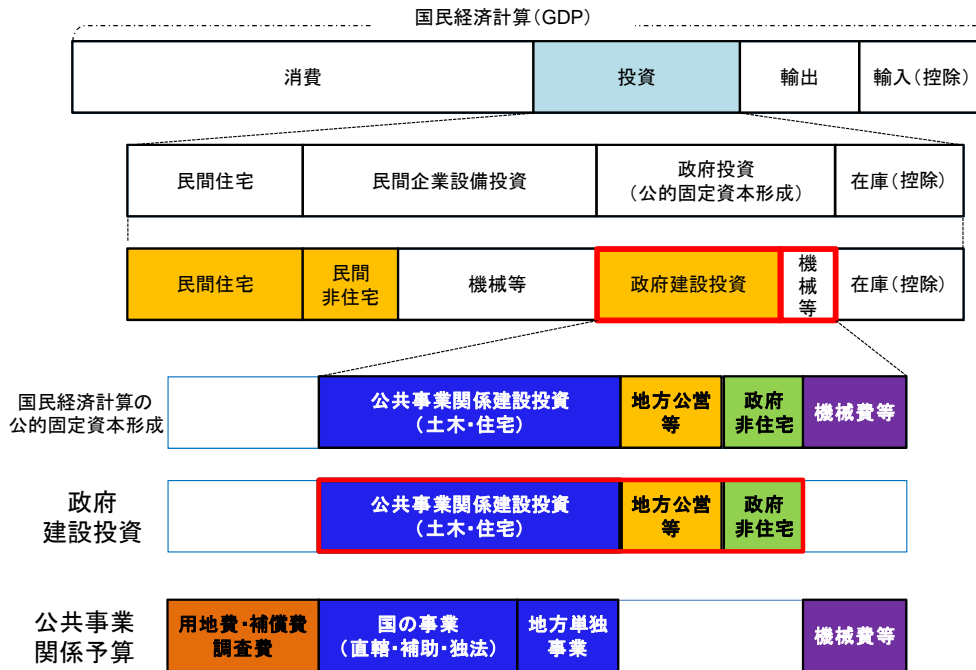


(出典) 国土交通省「平成 24 年度建設投資見通し」より作成

(注 1) 2013 年 6 月 28 日に公表された国土交通省の「平成 25 年度建設投資見通し」では区分の見直し  
が実施されているが、本稿は「平成 24 年度建設投資見通し」での区分により推計。

(注 2) 関係図であるため、大きさと金額とは関係しない。

図表 4 国民経済計算、公的固定資本形成、公共事業関係予算、政府建設投資の関係図



(出典) 国土交通省「平成 25 年度建設投資見通し」より作成  
 (注) 関係図であるため、大きさや金額とは関係しない。

#### 4. がれき処理、除染作業の建設投資推計上の取り扱い

東日本大震災の復旧・復興等に係る政府建設投資の推計にあたり、災害廃棄物処理撤去、放射性物質による汚染土壌等除染作業の取り扱いと事業規模について、整理する。

災害廃棄物等の運搬・処理事業、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染土壌等除染作業は、建設投資額に含まれない。国民経済計算（GDP 統計）においても、災害廃棄物等処理作業については公的固定資本形成ではなく政府最終消費支出に計上されていることから、建設投資として取り扱われない。

ただし、災害廃棄物等処理撤去の業務や汚染土壌等除染作業については、土地造成や解体等工事等とあわせて、建設企業が受注しており、契約内容に建設工事が含まれていれば、経営事項審査で完成工事高の評価対象となるなど、建設産業へ与える影響も大きいことから、参考までにこれまでの状況について整理する。

図表 5 の通り、環境省の発表によると災害廃棄物等の発生推計量は 2013 年 5 月末時点で、26,159 千トン（岩手県、宮城県、福島県の沿岸 27 市町村）であり、そのうち、仮置き場への搬入済量は 23,409 千トン（撤去率 90%）で、処理処分量（再生利用・焼却・埋立）は 15,074 千トン（処理率 58%）となっており、2014 年 3 月にて処理完了を目標とする計画に対し、順調に推移している。

災害廃棄物処理及び放射性物質により汚染された土壌等の除染作業に係る費用の総額は、



2011～2013 年度までで総額 1 兆 1,837 億円（2011 年度第 1 次補正予算 3,519 億円、2011 年度第 3 次補正予算 3,860 億円、2011 年度不用額<sup>2</sup> 250 億円、2012 年度当初予算 3,442 億円、2013 年度当初予算 1,266 億円）が予算計上されている。

図表 5 岩手県、宮城県、福島県の沿岸 27 市町村における災害廃棄物等の処理状況

	推計量合計(千t)	災害廃棄物(千t)			津波堆積物(千t)		
		推計量	搬入済量	処理量	推計量	搬入済量	処理量
岩手県	5,253	3,800	3,626 (95%)	2,175 (57%)	1,453	1,341 (92%)	355 (25%)
宮城県	17,335	10,456	9,852 (94%)	7,908 (76%)	6,879	5,850 (85%)	3,661 (53%)
福島県	3,571	1,727	1,506 (87%)	804 (47%)	1,845	1,233 (67%)	170 (9%)
合計	26,159	15,982	14,985 (94%)	10,888 (68%)	10,177	8,424 (83%)	4,186 (41%)

(出典) 環境省「災害廃棄物等処理の進捗状況(3 県沿岸市町村)」より作成。

(注 1) 端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

(注 2) 搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの全体推計量に対する進捗割合を示す。

(注 3) 再生資材化した焼却灰の再生利用分(約 25 万トン)は含まない。

(注 4) 2013 年 5 月末時点

## 5. 東日本大震災からの復旧・復興等に係る政府建設投資の推移

東日本大震災の復旧・復興等に係る政府建設投資の政府予算額は、当研究所が 2013 年 4 月に発表した「建設経済モデルによる建設投資の見通し」において、総額 11.5 兆円程度と推計した。その内訳は、2011 年度の第 1～3 次の補正予算、復興交付金<sup>3</sup>で 5.6 兆円程度、2012 年度の復興特会、復興交付金、大型補正予算で 3.4 兆円程度、2013 年度の復興特会で 2.5 兆円程度と推計した。

これら予算額に、国土交通省の統計「建設総合統計」、復興庁の「平成 23 年度補正予算(繰越分)及び平成 24 年度予算の執行状況(24.9.30 現在)」、会計検査院の「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」、北海道建設業信用保証株式会社・東日本建設業保証株式会社・西日本建設業保証株式会社の「公共工事前払金保証統計」など、その他資料をもとに被災地における復旧・復興の状況を加味し、2011 年度の執行金額を 1.2 兆円程度、2012 年度を 4.5 兆円程度、2013 年度を 5.3 兆円程度とし、3 年間の執行総額を 11 兆円程度とした。これは、2011 年度から 2013 年度の 3 年間における建設投資額の 8.2%に相当する規模である。

2013 年度の執行推計額について、2013 年 4 月時点では入札手続きの前倒し・簡素化およ

<sup>2</sup> 「不用額」とは予算額と実際に支出した額の差額。

<sup>3</sup> 国土交通省「平成 24 年度建設投資見通し」(2012 年 6 月 28 日)によると、復興交付金については、復興に向けた具体的な事業の内容や規模の推計が困難であることから、当該交付金に対応する建設投資額の定量的な把握を行わないとされている。

び設計労務単価の引き上げ等により、発注が通常よりも円滑化すると考え、執行額の推計を行った。工事の進捗に影響を及ぼす懸念材料としては、技術者・技能労働者の不足、労務・資材費の上昇等の動向が挙げられる。

図表 6 政府による復旧・復興に係る建設投資予算推計額と執行推計額

予算額		執行額	
<b>2011年度</b>	<b>5.6兆円程度</b>	2011年度	1.2兆円程度
第1次補正予算	2.2兆円程度	2012年度	4.5兆円程度
第2次補正予算	(2次+3次合計)	2013年度	5.3兆円程度
第3次補正予算	2.1兆円程度	合 計	11.0兆円程度
復興交付金	1.3兆円程度		
<b>2012年度</b>	<b>3.4兆円程度</b>		
復興交付金	0.3兆円程度		
復興特別会計	0.8兆円程度		
大型補正予算	2.3兆円程度		
<b>2013年度</b>	<b>2.5兆円程度</b>		
復興特別会計	2.5兆円程度		
<b>合 計</b>	<b>11.5兆円程度</b>		

(出典) 国土交通省「平成 24 年度建設投資見通し」(2012.6)、「平成 25 年度建設投資見通し」(2013.6)、復興庁「復旧の現状と復興への取組」(2013.7)、財務省「平成 24 年度補正予算の概要」(2013.1)、「平成 25 年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(2013.1)、「25 年度予算のポイント」(2013.1) 等をもとに当研究所作成。

(注) 各予算額・執行額は不用額も踏まえた当研究所推計額。

## 6. 東日本大震災からの復旧・復興等に係る政府建設投資が及ぼす引き上げ効果

東日本大震災からの復旧・復興に係る建設投資がマクロ経済に及ぼす影響を把握するため、当研究所が 2013 年 4 月 22 日に公表した「建設経済モデル」<sup>4</sup>を用い、東日本大震災からの復旧・復興等に係る政府建設投資がなかった場合との比較をすることで、その経済効果を算出した。<sup>5</sup>

### (1) 建設投資全体に及ぼす引き上げ効果

政府による復旧・復興に係る建設投資のうち 2012～2013 年度の 3 年間の執行総額 11 兆円程度が建設投資全体に及ぼす影響を試算すると、図表 7 の通り、名目建設投資の引き上げ効果については、2011 年度は 1 兆 2,202 億円（復旧・復興に係る建設投資を除く建設投

<sup>4</sup> 「建設経済モデル」とは、建設投資活動を需要動向、金利などに関連づけた方程式体系で表し、マクロ的な景気の動きと整合する形で建設投資の見通しを描くことを目的としたマクロ計量経済モデルで、日本経済新聞デジタルメディアが作成・公表している日本経済モデルをベースに、住宅投資、設備投資、公共投資といった建設関連部門を拡充したものである。

<sup>5</sup> 統計の基礎となる内閣府の国民経済計算は、2013 年 3 月 8 日に公表された「2012 (平成 24) 年 10～12 月期四半期別 GDP 速報 (2 次速報値)」を採用している。

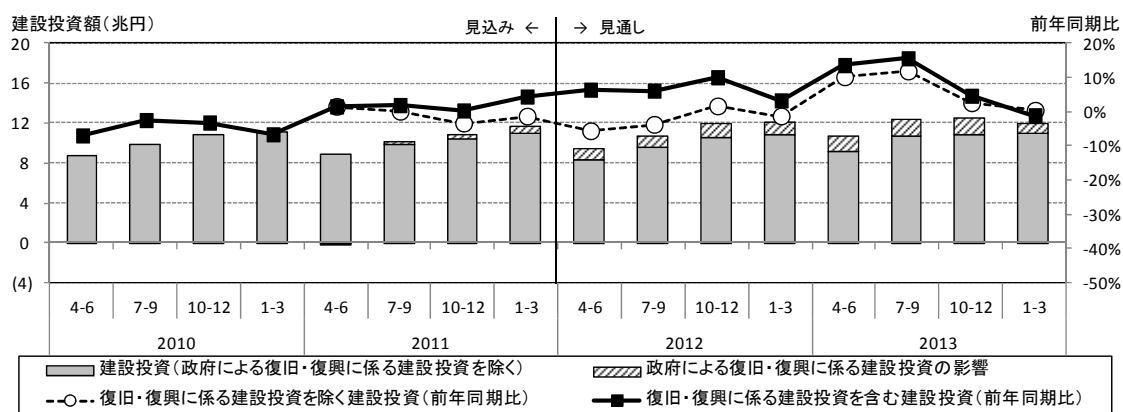
資比 3.0%)、2012 年度は 4 兆 7,339 億円 (同 11.9%)、2013 年度は 5 兆 8,112 億円 (同 13.9%) をそれぞれ引き上げる。3 年間の総額では、約 11.8 兆円引き上げ、公共投資の増加が民間住宅投資や民間非住宅建設投資にも波及効果を及ぼすことがわかる。

図表 7 復旧・復興に係る建設投資が建設投資全体に及ぼす引き上げ効果

(単位:億円)

年 度	2010	2011				2012				2013			
		全体	復旧・復興 投資を除く	差額		全体	復旧・復興 投資を除く	差額		全体	復旧・復興 投資を除く	差額	
				復旧・復興 投資	引上率			復旧・復興 投資	引上率			復旧・復興 投資	引上率
名目建設投資 (対前年度伸び率)	408,700 -4.9%	417,000 2.0%	404,798 -1.0%	+12,202 +3.0%	+3.0%	443,500 6.4%	396,161 -2.1%	+47,339 +8.5%	+11.9%	477,200 7.6%	419,088 5.8%	+58,112 +1.8%	+13.9%
名目政府建設投資 (対前年度伸び率)	169,100 -5.7%	166,500 -1.5%	154,521 -8.6%	+11,979 +7.1%	+7.8%	183,400 10.2%	138,133 -10.6%	+45,267 +20.8%	+32.8%	201,300 9.8%	148,049 7.2%	+53,251 +2.6%	+36.0%
名目民間住宅投資 (対前年度伸び率)	129,800 1.1%	131,400 1.2%	131,247 1.1%	+153 +0.1%	+0.1%	137,300 4.5%	136,124 3.7%	+1,176 +0.8%	+0.9%	145,200 5.8%	142,860 4.9%	+2,340 +0.8%	+1.6%
名目民間非住宅建設 (対前年度伸び率)	109,800 -9.9%	119,100 8.5%	119,029 8.4%	+71 +0.1%	+0.1%	122,800 3.1%	121,903 2.4%	+897 +0.7%	+0.7%	130,700 6.4%	128,180 5.1%	+2,520 +1.3%	+2.0%

(当研究所「建設投資見通し(2013年4月22日)」)



(2) マクロ経済に及ぼす引き上げ効果

同様に、3 年間の執行総額 11 兆円がマクロ経済に及ぼす影響を試算すると、図表 8 の通り、名目国内総生産の引き上げ効果を 2011 年度は 1 兆 2,177 億円 (復旧・復興に係る建設投資を除く名目国内総生産比 0.3%)、2012 年度は 5 兆 5,025 億円 (同 1.2%)、2013 年度は 7 兆 5,884 億円 (同 1.6%) をそれぞれ引き上げ、実質国内総生産を 2011 年度は 1 兆 2,117 億円 (復旧・復興に係る建設投資を除く実質国内総生産比 0.2%)、2012 年度は 5 兆 1,287 億円 (同 1.0%)、2013 年度は 6 兆 7,724 億円 (同 1.3%) をそれぞれ引き上げる。3 年間の総額では名目で 14 兆 3,086 億円、実質で 13 兆 1,128 億円程度引き上げる。

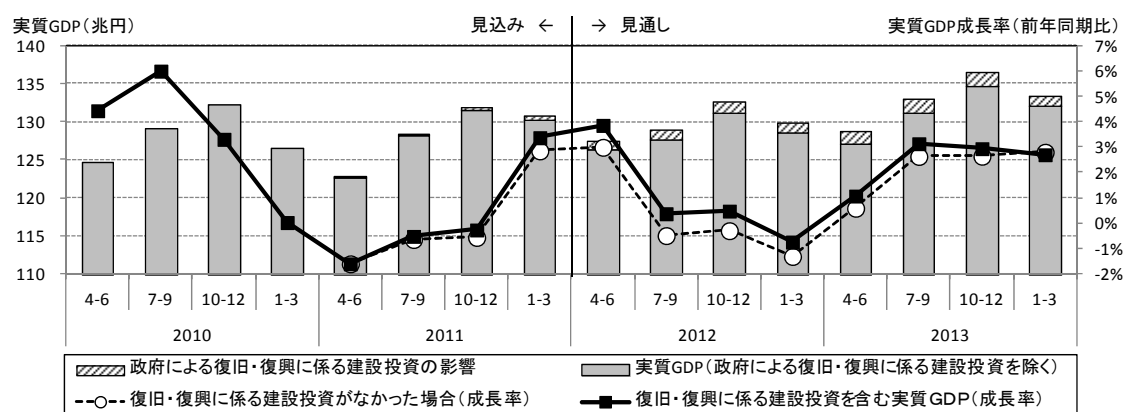
なお、本推計では 2013 年度までしか推計を行っていないが、建設投資とマクロ経済との乗数効果の関係を踏まえると、2014 年度にも波及効果が見込まれるため、2013 年度までの復旧・復興に係る建設投資がマクロ経済に及ぼす影響は、更に大きいものと思われる。

図表 8 復旧・復興に係る建設投資がマクロ経済に及ぼす影響

年度	2010	2011				2012				2013			
		全体	復旧・復興 投資を除く	差額		全体	復旧・復興 投資を除く	差額		全体	復旧・復興 投資を除く	差額	
				復旧・復興 投資	引上率			復旧・復興 投資	引上率			復旧・復興 投資	引上率
名目GDP (対前年度伸び率)	4,800,978 1.3%	4,720,652 -1.7%	4,732,829 -1.4%	+12,177 +0.3%	+0.3%	4,687,792 -0.7%	4,742,817 0.2%	+55,025 +0.9%	+1.2%	4,785,643 2.1%	4,861,528 2.5%	+75,884 +0.4%	+1.6%
実質GDP (対前年度伸び率)	5,124,158 3.4%	5,125,189 0.0%	5,137,306 0.3%	+12,117 +0.2%	+0.2%	5,135,364 0.2%	5,186,651 1.0%	+51,287 +0.8%	+1.0%	5,247,648 2.2%	5,315,372 2.5%	+67,724 +0.3%	+1.3%

(単位: 億円、実質値は2005暦年連鎖価格表示)

図表 9 実質 GDP への影響



## 7. まとめ

我が国の建設産業は、国内総生産の約10%に相当する約45兆円程度の建設投資を担うとともに、総就業者数の約8%を占める就業者を擁する基幹産業であり、国民の生命や財産を守る住宅・社会資本整備の担い手として経済社会において重要な役割を果たしている。そして、建設関連業界、資材業界など極めて裾野の広い産業であり、建設投資需要は幅広い産業への生産誘発効果も期待される。東日本大震災からの復旧・復興については、防災集団移転促進事業や復興まちづくり事業等が施工段階へ入る等、復興へ向け本格的な進展がみられる。技術者・技能労働者の不足、労務・資材費の上昇、入札不調等により執行が遅れるおそれがあるなど課題もあるものの、行政や建設企業等の様々な対策の効果により2013年度以降は、国民の生活再建・再生に向けた復興の加速化が予想される。

政府建設投資については、東日本大震災からの復旧・復興に係るものだけでなく、2012年12月に発生した笹子トンネル天井崩落事故の影響を受けて、その重要性が浮き彫りになった社会資本インフラの老朽化対策や、近年増加する傾向にある台風や豪雨等の自然災害を踏まえた各種災害に対する予防的な対策といった国民の生命や財産を守るために、国土を強化していくための投資が必要不可欠な状況となっている。

今後、国土強靱化法案が成立すれば、短期的には国土強靱化計画の推進等のプラス要因はあるものの、少子高齢化が進むことが想定される中で、我が国の財政が厳しいのは事実

であり、必要な建設投資の実現可能性については議論が十分になされるべきである。

また、2013年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」においても取り組みの強化が明確となっている PPP/PFI 事業といった公共投資などの分野への民間資金・ノウハウ活用については、建設企業も対応していく必要がある。その上で、政府建設投資に関して、国民の貴重な税金を振り向けるべき課題が数多くあることを踏まえた対応が期待される。

(担当：研究員 中島 慎吾)

### Ⅲ. 建設関連産業の動向 —防水工事業—

今回の建設関連産業は、防水工事業の動向について概観し、今後の課題や展望について考察します。

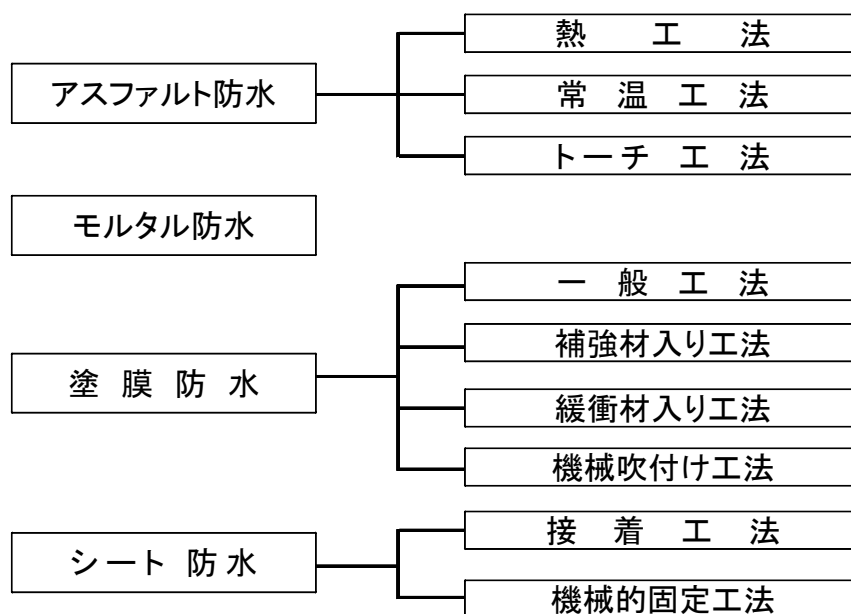
#### 1. 防水工事業の概要

防水工事とは、十分に整えられた下地の表面に、種々の材料を用いて、長期にわたり防水機能・性能を持った層を「張る・塗る・取り付ける」などして、用途機能に応じた屋根または屋上等をつくる工事のことである。

建設業法許可 28 業種の工事内容と区分を示した国土交通省の告示<sup>6</sup>においては、アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事と定義付けされており、その他の工事種類として、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事が挙げられている。

なお、それらのうち、主な防水工事の内容は、次の通り（図 1）である。

図 1 主な防水工事の種類と工法



<sup>6</sup> 昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号

### ○アスファルト防水

溶融釜を用いて溶融したアスファルトとルーフィングを、交互に数層重ねて密着させ、防水層を構成する積層式熱工法。熱工法、常温工法、トーチ工法などがある。実績が多く最も信頼性の高い工法。

### ○モルタル防水

モルタルに防水用混和剤（珪酸系、塩化カルシウム系、脂肪酸アルミニウム、合成ゴムエマルジョン系）を混ぜ、左官工法により連続した防水層を形成する工法。

### ○塗膜防水

ウレタンゴム、変性ウレタン、ポリエステル、ゴムアスファルト等の1～2成分形の液状塗膜防水材料を、そのままあるいは補強材・緩衝材などを張り付けながら、一定の厚さに塗布または吹付ける工法。一般工法、補強材入り工法、緩衝材入り工法及び機械吹付け工法がある。

### ○シート防水

合成ゴム系シートや合成樹脂系シート 1 枚を、接着剤や固定金具を用いて下地に固定する工法。接着工法と機械的固定工法がある。

また、国土交通省の「建設業許可事務ガイドライン<sup>7</sup>」において、防水工事に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「とび・土工・コンクリート工事」に該当するとされている。

## 2. 業界動向

防水工事業の業界動向について、

- (1) 許可業者数
- (2) 完成工事高
- (3) 防水材出荷量

の3つの観点から考察してみることにする。

- (1) 許可業者数

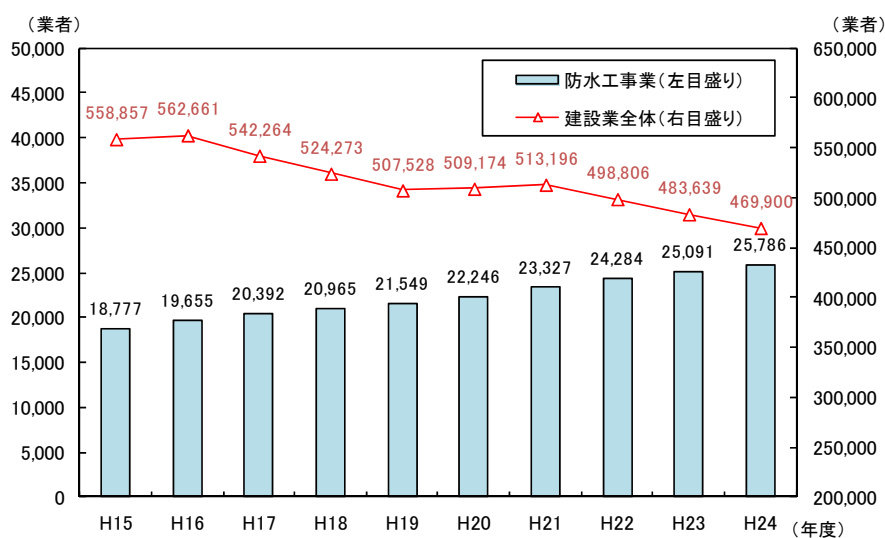
国土交通省「建設業許可業者数調査」によると、平成24年度の防水工事業の許可業者数は大臣、知事の両許可をあわせた累計で前年度比2.8%増の25,786業者となっている。直近10年間の推移（図2）を見てみると、近年の建設市場の縮小を受けて、建設業全体

<sup>7</sup> 平成20年1月31日 国総建第278号

では年々減少傾向にあるのに対し、防水工事業では毎年コンスタントに増加しており、ここ10年で約1.4倍に増加している。

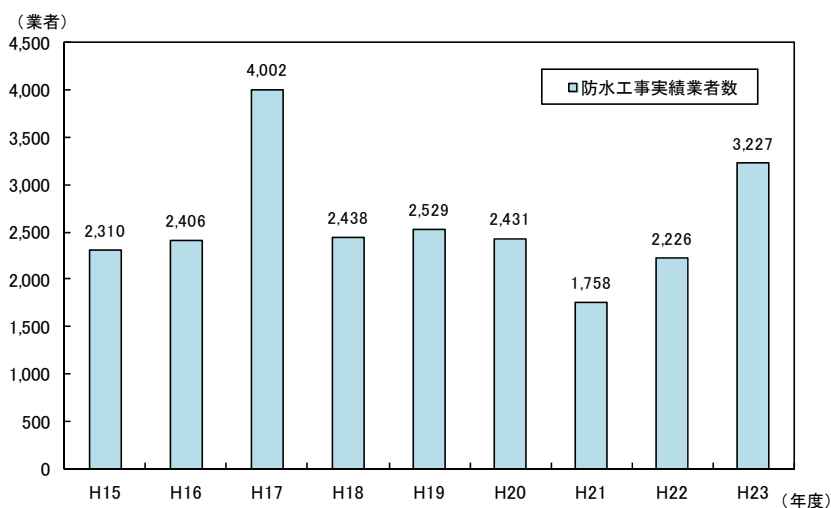
一方、図3は、建設業許可を受け、かつ、年間の工事实績がある防水工事業業者数の推移を示したものである。平成17年度、21年度を除き、概ね横ばいで推移しており、23年度は前年比45%増の3,227業者であった。

図2 防水工事業と建設業全体の許可業者数推移



出典：国土交通省「建設業許可業者数調査」

図3 防水工事实績業者数の推移



出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」



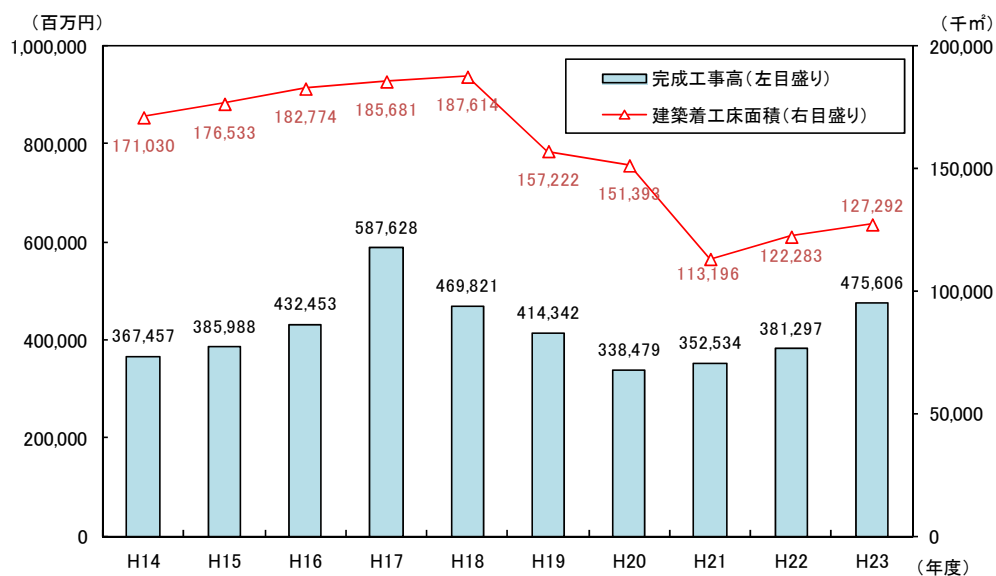
## (2) 完成工事高

国土交通省「建設工事施工統計調査」によると、平成23年度の防水工事業の完成工事高は4,756億円となっている。建設業全体の完成工事高は、72兆4,837億円であることから、防水工事業の完成工事高が、建設業全体に占める割合は0.65%程度であることがわかる。

直近10年間の推移を見る。図4は、建築着工床面積と防水工事業の完成工事高の推移を比較したものである。両指標は概ね整合性のとれた動きをしていることがうかがえる。建築物着工床面積は、平成14年度から4年連続で増加傾向にあったが、平成18年度を境に減少傾向となり、現在は平成21年度を底に緩やかな回復基調で推移している。

防水工事業の完成工事高は、ピークとみられる平成17年度以降減少となるも、平成20年度を底に緩やかに増加している。平成23年度はピーク時の80%の水準である。

図4 防水工事業の完成工事高と建築着工床面積の推移

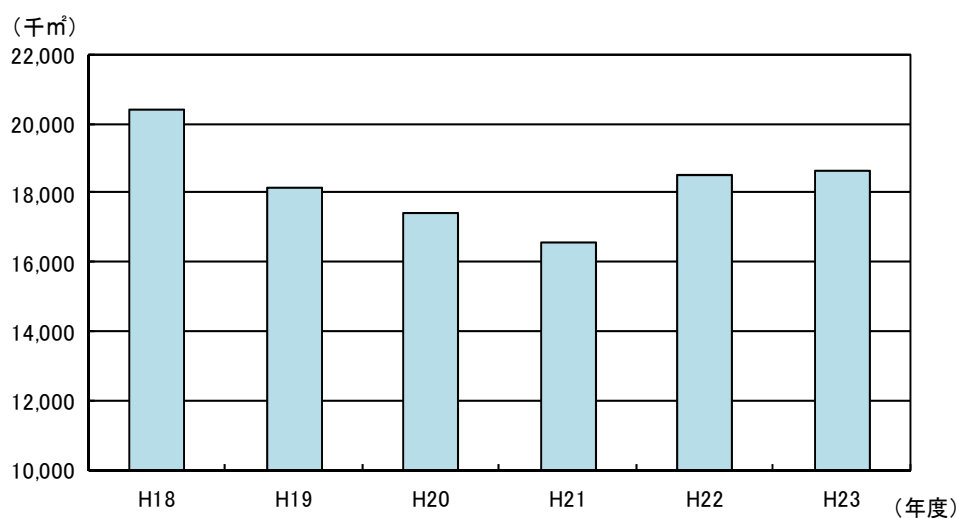


出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」、「建築着工統計調査」

### (3) 防水材出荷量

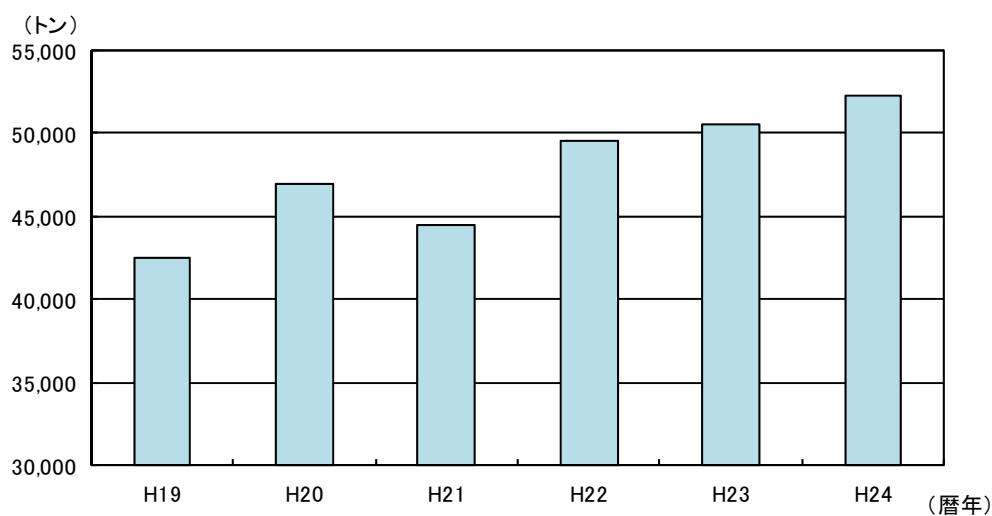
図5、6は、ルーフィングシート材とウレタン防水材の出荷量推移を示したものである。ルーフィングシート材はシート防水工法において、ウレタン防水材は塗膜工法において使用されており、両防水材とも代表的な2工法で使用されている材料である。なお、ルーフィングシート材は平成18年度から平成21年度にかけて減少傾向にあったが、平成21年度を底に増加に転じている。ウレタン防水材は、平成21年に落ち込んだものの平成22年度以降は増加傾向にある。

図5 ルーフィングシート材出荷量の推移



出典：合成高分子ルーフィング工業会ウェブサイト

図6 ウレタン防水材出荷量の推移



出典：日本ウレタン建材工業会ウェブサイト

### 3. 今後の課題と展望

一般社団法人全国防水工事業協会は、防水工事業における技術者・技能者の育成を目的として、平成13年度から『防水施工管理技術者認定制度』、更に平成19年度から『防水基幹技能者認定制度』をそれぞれ実施している。

『防水施工管理技術者認定制度』は施工管理社員を対象としており、その主たる目的は、防水工事に関する豊富な経験と知識を有する者を公正に評価することにより、防水施工管理における優秀な技術者を育成することとされている。平成13年の開始から現在にいたるまで、Ⅰ種とⅡ種を合わせ、計534名が『防水施工管理技術者』として認定されている<sup>8</sup>。

また、『登録防水基幹技能者』は、上級の職長として位置付けされ、防水工事における基幹的な技能者の育成を図ることが目的とされている。当初は、純粋な民間資格として整備されていたが、建設業法施行規則の改正により、平成20年4月以降に国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は登録基幹技能者として認められ、経営事項審査において加点評価されるようになった。同協会は、平成20年度より「登録防水基幹技能者認定講習」を実施、その結果、現在まで838名の登録防水基幹技能者が誕生している<sup>9</sup>。

登録防水基幹技能者には、技能士という立場を超え、工事の効率化、品質・安全を含めた現場管理を実現すべく、防水施工管理技術者の意向を十分に把握した上で、現場のゼネコン担当者との調整役となることが期待されている。工事の効率化は作業人員の削減すなわちコストの削減、品質・安全の向上は顧客満足度や信頼性の向上というように、様々なメリットの創出が期待される。

しかし一方で、これら資格に対する経営者の意識改革や、発注者や元請企業も含めた資格取得者に対する適切な評価・処遇の設定といった、運用上、改善を要する事項も存在するとみられ、こうした課題について、個人や企業レベルではなく、業界全体として解決に取り組み、資格制度の周知に努めることが重要と思われる。

今後、上記制度の活用を含め、防水施工の技術・技能の維持・向上を図ることにより、業界全体が活性化されることを期待したい。

(担当：研究員 浦辺 隆弘)

<sup>8</sup> 平成25年3月31日現在 一般社団法人全国防水工事業協会ウェブサイト

<sup>9</sup> 平成25年6月21日現在 一般財団法人建設業振興基金ウェブサイト

## 編集後記

先日、三輪そうめんでも有名な奈良県桜井市にある大神（おおみわ）神社へ家族でお参りに行った際に、「巳（み）の神杉」という大木を見てきた。この神杉の洞（写真中央にある細長い穴）から白い巳が入り出すことから「巳の神杉」と名付けられたそうである。



そういえば、今年は巳年だったな〜と、この神杉を見て思い出した。今まで、あまり干支について意識しなかったが、今年は、年男でもあるので、「巳年」とはどのような年なのか、改めて調べてみた。

この「巳」という文字は、胎児の形を表した象形文字で、蛇が冬眠から目覚めて地上に這い出す姿を表しているとも言われ、「起こる、始まる、定まる」等の意味がある。

過去の巳年の出来事を振り返ってみると、12年前の2001年には21世紀が始まり、24年前の1989年には昭和から平成に元号が変更されるなど、確かに次の時代に向けた始まりの年が多いように感じる。

年男でもある私個人では、今年の4月から当研究所へ勤務となり、研究員として、新たな気持ちで仕事に取り組んでいる。全く意識はしていなかったが、「巳」という言葉にふさわしい年だな〜と実感している。

さて、最近「社会資本インフラの維持更新」という言葉をよく耳にするが、高度経済成長期に、一斉に整備された社会資本インフラについて、今年2013年は「社会資本メンテナンス元年」として、本格的なメンテナンス時代に向けた取り組みがスタートし始めている。そういう中で、建設産業は、若手技術者や技能労働者が減少し、人材確保・育成が大きな課題となっている。しかし、この建設産業は、我が日本国土を守るため、ひいては国民の生命・財産を守るための社会資本インフラの維持管理や防災・減災対策を実施するには、当然欠かせない存在であり、今後ますます重大な役割を担う産業である。設計労務単価の改定がなされ、また受注環境が改善しつつあるこの時期を捉えて、この魅力とやりがいのある建設産業で、たくさんの若い技術者や技能労働者が働き始め、次の12年後の巳年には私たちの住む日本国土がさらに安心できる状況となっていることを期待したい。

（担当：研究員 中森 雄也）